

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 非常用食料品の損金計上時期

Q：当社は、地震等の災害に備え、今期に非常用食料品を購入し、備蓄しました。

この非常用食料品の購入費用は、今期に全額損金の額に算入してよろしいでしょうか。

A：購入時に事業の用に供されたものとして、その時の損金の額に算入することが認められます。

#### 【解説】

非常用食料品は、災害時に備えて備蓄するもので、原則としてその災害が発生するまで、または、品質保証期間中保存されるものです。

しかし、非常用食料品を備蓄した場合、そう長くは維持できず、大体2、3年ごとに取り替えたり、補充したりする性質から、税務上では、消耗品として取り扱われています。

消耗品は、使用を開始した時をもって消耗品費として費用化され、貯蔵中のもので期末に未使用のものは、棚卸資産として資産に計上することになりますが、非常用食料品の場合は、備蓄することが本来の用途と認められることから、その本来の用途に供した時、すなわち備蓄を開始した時をもって事業の用に供されたとみるのが相当です。

つまり、購入すると同時に備蓄される非常用食料品の購入費用は、購入時に全額損金の額に算入することが認められるということです。

